

令和2年度第1回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月14日(火)
午前9時30分 ~ 午前10時35分
場 所 菊川総合支所 会議室

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 17
欠 席 総 数 1

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	出席
4	新久保 克己	欠席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:なし

令和2年度第1回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（石井事務局長）

皆さん、おはようございます。ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日の出席委員は17名で、欠席委員は1名でございます。

したがって、出席委員数が在委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」を報告申し上げます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りました後、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長であります会長に「開会の宣告」をいただき、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

(会長挨拶)

それでは、先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えております。本日の総会は成立いたしておりますので、「令和2年度第1回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして議長のほか2名の委員が署名することになっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番、田崎育子委員と議席番号7番、原田雄一委員のご両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第1号 農地法施行に関する実施細則の一部改正についてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。本日お配りした議案第1号関係資料をあわせてご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要

な事項を定めたものでございます。

この度、令和2年4月1日より県から権限移譲がなされたことに伴い、農地を転用するための許可手続、及び農地等の転用のための権利移動の許可手続について定め、実施細則の一部を改正しようとするものでございます。

本日、改正後の実施細則と、新旧対照表をお配りしております。

関係資料、実施細則の第4条及び第5条に下線を引いておりますが、この部分が改正される箇所になっております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第1号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書2ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、82㎡でございます。位置図は4、5ページ、公図は6ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約390mに位置する、農業振興地域外の農地でございます。

申請理由は、高齢や健康面の理由により耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXXに位置しており、譲受後は、梅の木8本を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のと

おりでございます。

登記地目は、田、面積は1, 829㎡、位置図は7、8ページ、公図は9ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から東へ約620mに位置する、ほ場整備された農地でございます。

申請理由は、耕作が困難な譲渡人からの要望に、譲受人が、通所者の就労、訓練の場として申請地の農地が適地であるとの判断により、この度の申請に至ったものでございます。

申請地は、譲受人が運営している、障害福祉施設サービス事業所の近くに位置しております。

事業所には、就労を希望する方に対して、生産活動などの機会を通じて、知識や能力向上のための訓練を提供する、就労移行支援事業の通所者8名、一般の事業所や会社などで雇用されることが困難な方に対して、就労機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力向上に必要な訓練を提供する、就労継続支援B型事業の通所者20名がおられます。

農地法では、農業生産法人に限らず医療法人や社会福祉法人等にも農地の権利移動を認めており、その場合、必要な労働力及び機械の保有、下限面積50アール等の要件についても、許可の要件とされておりません。

申請地は、譲受人が運営している事業所からも近く、譲受後は、水稻及び野菜を栽培する計画で、通所者の農作業の指導は、理事長を含め職員全体で行う予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田2筆、合計面積は、4, 181㎡でございます。

位置図は10、11ページ、公図は、12ページから15ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約1.7kmに位置する、ほ場整備された農地でございます。

申請理由は、申請地を、以前から利用権設定により耕作していた譲受人が、農業後継者がいない譲渡人の要望に応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXXに位置しており、譲受後は、里芋やナス、蓮を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、合計面積は、1, 008㎡でございます。

位置図は16、17ページ、公図は、18ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南へ約1.7kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅からも近く、譲受後は、大根や白菜等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

10番の石田です。1番の案件について説明いたします。4月3日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

売買による所有権の移転です。82㎡と小面積ではありますが、高齢により耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

譲受後は、梅の木8本を栽培する予定とのことでございます。何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（吉本会長）

次に、2番の案件につきまして、議席番号9番下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

9番の下田です。2番の案件につきまして説明いたします。4月3日に農業委員2名、事務局職員2名で現地の確認を行いました。申請地の現況地目は畑・田でございます。譲受人の社会福祉法人は作業受託で一定規模の農業を行っており、今回、事業所近くの当地が耕作困難だということで譲受人が売買による所有権移転に応じたということです。

農業はきちんとされており何ら問題はないと思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、3番の案件につきまして、議席番号3番田中クゲヨ委員、報告をお願いします。

田中クゲヨ委員

3番の田中でございます。3番の案件について説明いたします。4月3日に農業委員2名、事務局職員2名で現地の確認を行いました。

譲受人は定年後、農業に意欲的に取り組まれており、当地も野菜栽培に適した土地であり、いつでも作付け可能な状態でありました。

何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

次に、4番の案件につきまして、議席番号2番阪田実委員、報告をお願いします。

阪田実委員

2番の阪田です。4番の案件について説明いたします。4月6日に農業委員2名、事務局職員1名で現地の確認を行いました。現地は譲受人の隣の田でございます。譲受後も農地を効率的に利用できると思われ、何ら問題はないと考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について」「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（吉本会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、2番の案件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に議席番号12番■■■■委員が該当していますので、1番と3番の案件をお諮りしたのち、■■■■委員には退席をお願いします。

それでは、1番と3番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について説明いたします。

総会議案書19ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は21、22ページ、公図は23ページ、土地利用計画図は24ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から北東へ約260m、都市計画法、非線引都市計画区域の、用途地域に定められており、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第44条第3号に該当し、農地区分は、「第3種農地」となります。

転用目的は、宅地分譲でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進行しており、隣接地の宅地分譲3区画も、購入相談が多く、完売の見通しが立ったことからこの度の申請に至ったもので、高齢及び農業後継者がいないため、耕作が困難となり、農作業の委託先も見つからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地及び進入路部分は、譲受人の所有地であることから確保されており、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

また、この度の計画は、造成のみを目的にした申請ではございますが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域内で、農地法施行規則第57条第5号に該当しておりますので、例外的に土地の造成のみが認められます。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、一部農地はございますが、申請内を造成により法面を整形し、法面は芝張りで養生する計画で、汚水は、合併

浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝へ放流される計画となっていることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

次に3番を説明いたします。総会議案書20ページをお開きください。本案件は、令和元年度第5回総会議案第2号1番にてご審議いただき、令和元年12月24日付けで、山口県知事が、不許可とした案件を、計画規模を縮小し、改めて、申請がなされたものでございます。

申請者からは、計画を縮小したことにより、集落の通常の実展の範囲内の農地転用に該当すると判断し、地域の集落の実展にも寄与すると考えている等が記載された理由書が提出されております。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は29、30ページ、公図は31ページ、土地利用計画図は32ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から、東へ、約1.4kmに位置する、概ね12haの集団性のある農地の区域内にある過去に農業公共投資の対象となっていない農地で、農地法施行令第12条第1号に該当し、農地区分は、「第1種農地」となります。転用目的は、建売住宅4棟でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進み、住宅の需要が見込まれることから蒲生野地区での開発を計画したもので、申請地は、子育ての居住環境にも恵まれ、既存の住宅地に接していることから、この度の申請に至ったもので、高齢で耕作が困難な2名の譲渡人と、相続後、一度も耕作していない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲渡人の所有地原野2筆、法定外公共物の赤線及び青線の加工部分と市道加工部分で、原野2筆については、土地所有者からの開発行為区域内の同意書が、各加工部分については、管理者からの、許可書及び承認書が提出されていることから確実で、計画規模も、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、一部隣接した農地はございますが、L型擁壁等を設置し、申請地内は、造成により勾配調整を行う計画で、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、新設の道路側溝から、農業用排水路に放流される計画となっていることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

また、今回の転用については、下関市土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、事務局は、この度の計画は、建売住

宅4棟でございますので、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番の案件につきまして、議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。

植村正文委員

11番の植村でございます。1番の案件について説明いたします。4月3日に農業委員2名、事務局職員2名で現地の確認を行いました。当該地域は宅地に囲まれた第3種農地となっており、今後、農地として維持管理が難しいなど思われる場所でございます。譲渡人も高齢で後継者がいないため、耕作が困難となり、譲受人の要望に応じたものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

次に、3番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。3番の案件について説明いたします。4月6日に農業委員2名、事務局職員1名で現地の確認を行いました。昨年7月に許可申請が提出されましたが不許可となった案件でございますが、この度、改めて許可申請が提出されたものです。現地は済生会病院の近くにあり、周囲には多くの住宅が建っている所です。また、譲渡人が高齢で後継者もいない状況です。第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されており、いた仕方ないと思いました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

ございませんでしたら、質疑を打ち切り、採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」1番及び3番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、1番及び3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

議長（吉本会長）

次に、2番の案件を諮りますので、 には退席をお願いします。

（ 退席）

それでは、2番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

19ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は25、26ページ、公図は27ページ、土地利用計画図は28ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南西へ約1.2kmに位置しており、 番 は、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で 番 と、 番 は、現在、農用地区域からの除外手続き中で、除外後は、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地となり、農地区分は、3筆全てが、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない、「第二種農地」となります。集団農地面積は、概ね1.5haでございます。

転用目的は、自己用住宅及び進入路でございます。申請理由につきましては、両親の面倒を見る必要があり、父親が所有し、実家からも近くに位置している申請地に、自己用住宅の建設を計画したもので、また、妹が所有している申請地に、この度計画している自己用住宅の進入路を合わせて整備するもので、貸付人である、父親と妹が借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。一体利用地はなく、計画規模は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地南側の農地は、赤線で分断されており影響はなく、隣接した農地に対しては、新たに、ブロック塀、コンクリート擁壁、縁石を設置し、進入路部分は、アスファルト舗装を計画しており、汚水は、集落排水に流入され、雨水のみ隣接地の農業用私水路を通り、河川に放流される計画となっていることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、私水路への雨水の放流については、土地所有者は承諾しております。

最後に、**■**番**■**が、農地移動適正化あっせん事業により、平成31年3月1日付けで、所有権移転がなされておりますが、既に野菜の栽培を2耕作されており、息子さんの転勤により、この度の申請に至ったとの理由書が提出されていることから、前回の権利取得が投機目的ではないと判断しております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、本案件は、農用地区域からの除外後同時許可となります。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、2番の案件につきまして、議席番号13番坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

13番の坂田です。2番の案件について説明します。4月7日に農業委員2名と事務局職員1名とで現地確認を行いました。内容については事務局から説明がありましたが、要は子供がこちらに帰られるということで、当該地の申請があったものです。問題はないと思われまます。ご審議のほどお願いいたします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」2番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、2番の案件について、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

(**■**委員着席)

議長（吉本会長）

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書33ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は34、35ページ、公図は36ページ、土地利用計画図は、37ページをご覧ください。

変更内容は、工事期間の延長でございます。変更理由は、議案書にも記載しておりますが、造成工事に必要な残土が計画どおり確保出来なかったことから、工事が遅延し、この度の申請に至ったものでございます。

申請者からは、現在、造成に必要な残土も確保できており、工事期間内での完成は可能との報告を受けております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。

植村正文委員

11番の植村です。1番の案件につきましてご説明申し上げます。4月3日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。太陽光発電設備を設置する案件でございますが、計画では、土地の嵩上げをして設置工事を行うことになっておりましたが、計画していた残土が十分に確保されなかったということで、延長の申請がなされたものです。適当であると判断しておりますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して県に送付することといたします。

議長（吉本会長）

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第5号 現況確認についてご説明いたします。

総会議案書38ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田3筆、合計面積は、2,027㎡で、申請地の位置図は39、40ページ、公図は41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南東へ約820mに位置する土地でございます。

令和2年4月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

■番■は、一部雑木はありましたが、大部分は、笹竹や雑草等で、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

また、残りの2筆については、現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番の案件につきまして議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。

植村正文委員

11番の植村です。1番の案件につきましてご説明申し上げます。4月3日に農業委員2名、推進委員1名、事務局職員2名で現況確認を行いました。事務局説明のとおり、■番■は、雑草等が覆い茂ってはありましたが、農地として管理可能な状況にありましたので、農地であると判断いたしました。

また、残りの2筆については、完全に竹等が繁茂しており非農地と判断いた

しました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第5号 現況確認について」豊浦町大字黒井字洗川■■番■■につきまして「農地」、豊浦町大字黒井字洗川■■番■■、■■番■■につきまして「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に日程第6「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。総会議案書42ページをお開きください。

これは、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、43、45ページ、公図は44ページ、土地利用計画図等は46ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から西へ約6.5kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

計画変更の理由は、携帯電話無線基地局の設置のためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更になります。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして 議席番号15番山田正信委員、報告をお願いします。

山田正信委員

15番の山田です。1番の案件について説明いたします。4月6日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりでございます。申請地周辺は携帯電話の通信状態が非常に悪く、通信エリアをカバーするために申請されたものです。今日、通信体制の整備は日常生活及びライフラインにおいて急務であり一部変更はやむを得ないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付することといたします。

議長（吉本会長）

日程第7「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

総会議案書47ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年5月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、48ページから76ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年5月1日公告予定分）」をご覧ください。この案件は、利用権に係る決定です。

地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページにお示しして

おります。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

議長（吉本会長）

次に、日程第8「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号
■番の■■■■委員が該当していますので退席をお願いします。

(■■委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定についてご説明いたします。

総会議案書77ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番。内容につきましては、78ページの「1. 農用地利用配分計画（案）」（下関区域分）と、79ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

2番。内容につきましては、80ページの「2. 農用地利用配分計画（案）」

(豊浦区域分)と、81ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、地区別の利用配分計画集計表を議案第8号関係資料にお示ししております。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

(委員着席)

議長（吉本会長）

日程第9「議案第9号 農地利用最適化推進委員の承認等について」をお諮りします。議案第9号を審議いただく前に、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果の報告をお願いします。

石井事務局長

それでは、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果について報告いたします。

令和元年度第11回総会において豊田下地区の推進委員1名の辞職が承認され令和2年2月14日から3月16日までの間、欠員補充に関する公募を行ったところでございます。結果、募集定員1名に対し農業関係団体から1名の推薦がございました。この公募結果を受け、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、先週、4月6日の月曜日、午前10時から豊田総合支所2階会議室において、候補者評価委員会を開催したところであります。評価委員には吉本会長、藤野会長職務代理、岩本委員、坂田謙祐委員、そして私、石井の5名でございます。評価委員会当日、評価委員5名全員の出席があり設置要綱第4条第2項に規定する委員会成立要

件であります過半数以上の出席をいただきました。評価委員会において被推薦者の少子高齢化による農業後継者の減少により農地の荒廃が進んでいる。このような状況を少しでも歯止めをするために役立ちたいという抱負が、「農地最適化推進委員に求められる農地等の利用の最適化の推進に熱意を要する者」に相応しいこと、更に基礎評価及び評価委員による評価結果をあわせて審議した結果、推進委員候補者として適任であることを確認し、候補者として選考いたしました。以上で、推進委員候補者評価委員会の評価結果について報告を終わります。

議長（吉本会長）

評価委員会の評価結果を受けましたので、引き続き、議案第9号について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第9号 農地利用最適化推進委員の承認について、説明をいたします。

総会議案書82ページをお開きください。本日お配りした議案第9号関係資料「農地利用最適化推進委員候補者リスト」もあわせてご覧ください。

只今の、評価委員会の評価結果のとおり、候補者の抱負は推進委員としての熱意を有しているだけでなく、推薦者からも「農業に関する見識を有しているとともに、地域からの人望の厚く、また、地域の農業や農家情報に精通しており、担い手への農地集積や耕作放棄地の未然防止、解消等、農地の利用に関する最適化業務に大きく貢献できる。」との力強いコメントもございます。

また、候補者は、専業農家でもあり、地元農家が抱える諸問題や、地域における問題解決に向けたスキルを持っておられると思われまます。

したがいまして、事務局といたしましては、農地利用最適化推進委員として相応しい人材であると判断いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第9号 農地利用最適化推進委員の承認等について」承認される方の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、提案のとおり承認いたします。

議長（吉本会長）

次に、日程第10 報告第1号から日程第15 報告第6号までを一括して事務局の報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。総会議案書83から90ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、29件ございました。

91ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、4件ございました。

92から94ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、11件ございました。

いずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

95ページ、報告第4号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

96ページ、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借の合意解約）」は、賃貸借の合意解約が3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

97ページ、報告第6号「令和元年度第12回総会議案第6号（農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について）にて決定された案件の訂正について」は、訂正がございます。

次第の「議案第6号」を「議案第5号」に訂正願います。

内容につきましては、本日配布したものに差替えをお願いします。

2件ございます。精査により判明したもので内容につきましては、記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第6号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

(終了時刻10時35分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....